

鳥取県告示第13号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年2月23日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年1月9日

鳥取県日野総合事務所長 原

豊

1 申請のあった年月日

平成20年12月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人多里まちづくりサポートセンター

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

山形 美智也

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

日野郡日南町多里782-2

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、多里地域住民に対して、優れた資産の総体的価値を認め、且つ経済・文化・教育・環境等に関し深い造詣を有する会員相互の協力により、資産の幅広い分野での活用手法等について提言及び活動を行うものである。それにより、資産の有効・有益な活用を推進し、文化・教育・環境等にも配慮した安全な地域を創造し、且つ健全なまちづくりを実現することを一つの目的とする。また、公共交通機関の利用が困難である地域内の高齢者等に、自宅からの移動手段を提供することにより、中山間地の高齢者等の福祉の増進、余暇活動・地域活動への参加を支援し、高齢化社会の活性化に寄与することも目的とする。